

生徒・保護者のみなさまへ
(県外高校通学者用)

平成28年度鳥取県高校生等奨学給付金についての申請手続について

申請要件、対象などについては別紙「鳥取県高校生等奨学給付金について」でご確認ください。
申請資格を有する方は、次の手続が必要となります。

1 提出書類

(1) 平成28年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

※別添の記入例及び記入上の注意事項をよく読んで、必要事項を記入・押印してください。

(2) 在学等証明書(指定様式)

(3) 申請区分に応じ、次のいずれかの書類

①生活保護(生業扶助)受給世帯

基準日(平成28年7月1日)時点において、生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類

②市町村民税所得割額非課税世帯

ア 共通:平成28年度分(平成27年所得)の課税証明書など、市町村民税非課税世帯であることを証する書類

イ 第1子扱いの高校生等がいる世帯

対象となる高校生等の健康保険証の写し。

ウ 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯

対象となる高校生等の健康保険証の写し及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し。

2 提出期限 平成28年7月29日(金)

3 保護者、親権者等が鳥取県外に在住されている方の取扱い

鳥取県での給付金は、保護者、親権者等が鳥取県内に在住されている方が対象となります。保護者、親権者等が県外にお住まいの方は、お住まいの都道府県に確認してください。

4 申請書等提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電話 : 0857-26-7541、0857-29-7145

ファクシミリ : 0857-26-8176

メール : jinkenkyouiku@pref.tottori.jp